

改葬許可申請について

◇改葬

お墓に埋葬された遺体や埋蔵された焼骨、もしくは納骨堂に収蔵された焼骨を、他のお墓や納骨堂へ移す場合、受入先の墓地や納骨堂等の管理者へ改葬許可証を提出する必要があります。

◇改葬許可申請

申請は、本人が行うのが原則ですが、代理人による申請も可能です。（但し、【委任状】が必要です。）申請には、現在の墓地又は納骨堂の管理者による埋蔵等の証明が必要です。また、改葬先の墓地や納骨堂等の受入を証明する書類も必要です。

◇提出書類

- ① 改葬許可申請書
- ② 現在の墓地又は納骨堂の管理者による納骨・埋蔵等の証明
（証明書等がない場合は、墓地・納骨堂の管理者の方に、改葬許可申請書下欄の納骨・埋蔵等の証明欄を記入してもらって下さい。）
- ③ 受入を証明するもの（改葬先の受入証明書や墓所使用許可証・契約書の写し等）

◇申請期日・時期

改葬を行う前

※許可証の発行には、数日かかる場合がありますので、時間に余裕を持って申請して下さい。

◇対象

宇城市内の墓地又は納骨堂に埋蔵等を行っていた遺骨等を移動しようとする人が対象となります。

◇手続きに必要な物

◎印鑑 ◎手数料（1件300円・許可証を受け取る際にお支払い下さい。）

※郵便請求される場合

郵便にて申請をされる場合は、提出書類の他に、

- ① 手数料300円（郵便局の定額小為替）と②返信用封筒（84円切手を貼り、郵送先のお名前とご住所が記入されているもの。）が必要です。

◇申込場所

宇城市 保健衛生部 衛生環境課 又は、各支所 総合窓口課（不知火支所、松合出張所を除く）

◇お問い合わせ

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野 85

宇城市 保健衛生部 衛生環境課 衛生環境係

TEL 0964-32-1598

FAX 0964-27-4228